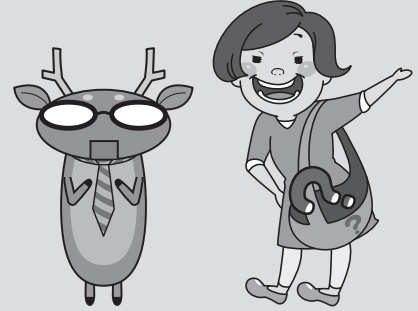


暮らしに役立つ生活情報  
センターニュース

# 北海道立 消費生活センター

# きらめく

NO. **147** 9月号



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育  
PR キャラクター



秋の気配。小さな滝に流されてきた落ち葉たち（昨年9月）

## 主な内容

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 新紙幣発行、詐欺に注意！……………2                | 夏休み 親子で体験講座……………4                 |
| 「もしも」に備えて防災対策を……………2              | 〈相談事例〉オンラインスクールを契約した<br>けれど……………5 |
| 10月は食品ロス削減月間……………2                | 〈商品テスト〉暮らしの疑問……………6、7             |
| 未来を変えるエシカル消費<br>サーキュラーエコノミー……………3 | 展示コーナーを更新しました……………8               |
| 2023年度の消費生活相談……………3               | 10月19日に消費者トラブル110番……………8          |

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouhi-c.jp/>

## 新紙幣発行、詐欺に注意!

約20年ぶりの新紙幣の発行が7月から始まり、これに便乗した詐欺行為が予想されます。「旧紙幣は使えない」と言って紙幣をだまし取る手口や、「その新紙幣は偽札だ」と言っ



て交換を求められる手口が考えられます。これまでの紙幣は引き続き使用できます。一部の券売機や自動販売機では、新紙幣が未対応の場合があります。機械で精算するときは確認しましょう。

金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありませんので、不審な電話やメール、訪問があった場合は警察や最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

- ・消費者ホットライン 188
- ・警察相談専用電話 #9110

## 「もしも」に備えて対策を

### 9月は防災月間です

9月は「防災月間」です。1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災にちなんで「災害についての認識を深め、これに対する備えを行う」ことを目的に制定されています。台風や大雨などの自然災害が多く発生する時期でもあり、家庭や職場での防災意識を高め、備えを見直す機会にしましょう。



自宅には普段から、防災グッズを常備したいものです。近年の防災グッズの中には、底面が厚くなっている「日常で使える防災スリッパ」があります。普段から家の中でスリッパを履く習慣があると、災害時に家の中に割れたガラスや危険物が散乱しても、足をけがすることなく外へ出ることができます。そのほか、食料や水の備蓄はもちろん、寒冷地では防寒用アルミシートなども防災バッグにまとめておくと良いでしょう。

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。こうした悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。十分注意しましょう。

## 10月は食品ロス削減月間

10月は「食品ロス削減月間」で、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。

本来食べられるのに捨てられる食品は、2022年度で年間472万ト（推計）と前年比51万トの減に。政府が2030年までの削減目標とした489万トを8年前倒しで達成しました。コロナ禍での外食市場の縮小などが主な要因のようです。

内訳をみると、事業者の廃棄分が大きく減る一方、家庭から出る食品ロスはほぼ横ばいで、家庭での食べ残しや未開封食品の廃棄をいかに減らすかが課題となっています。

道は「北海道食品ロス削減推進計画」の進捗状況の把握のため、道民アンケートを行いました。「食品ロス」について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人は97.4%、「家庭で食品ロスの削減に取り組んでいる」と回答した人は81.1%に上り、食品ロス削減を高く意識していることがわかりました（2023年度調査）。

日本の大切な文化である「もったいない」のここを大切にし、一人一人ができることから食品ロス削減に取り組むことが重要です。



北海道食品ロス削減  
推進計画啓発のリーフレット



# 未来を変えるエシカル消費

## 消費者は「資源の循環者」

### 第3回くらしのセミナー

道立消費生活センターの第3回くらしのセミナーが7月3日に開かれました。「サーキュラーエコノミー（循環経済）とは～ごみを出さない新たな経済社会」をテーマに、環境事業コーディネーターの柴田真年氏が講演しました＝写真＝。

サーキュラーエコノミーとは、これまでの廃棄物の発生ありきの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方とは異なり、廃棄物や汚染を出さないことを前提に製品を作り循環利用する経済の仕組みです。



柴田氏は、この考え方が注目される背景として、世界的に資源が枯渇し調達が困難になっていることや人口増加、経済発展に伴う処理困難な廃棄物の増加、深刻化する地球温暖化への対応のほか、日本は自国で資源を賅えないため外国に大きく依存しており、価格の高騰により経済的損失が大きくなることなどを指摘しました。

そのうえで、廃プラスチックによる海洋汚染問題にも言及し、海中へ流れ出たプラスチックは、2050年には魚の量を上回ると予測され、深刻な問題となっている現状を解説。「買い物をするときには、なぜ買うのか、本当に必要なのか、今あるものを直して使えないのか考えることが重要で、消費者は『資源の循環者』でもあるという気持ちで、使い終わったものは次の利用に回すことを心がけることがサーキュラーエコノミーの実現につながる」と話し、ごみを出さないという自覚を持ち、主体的にエシカル消費に取り組むことが重要と強調しました。

## 「定期購入」「副業」など目立つ

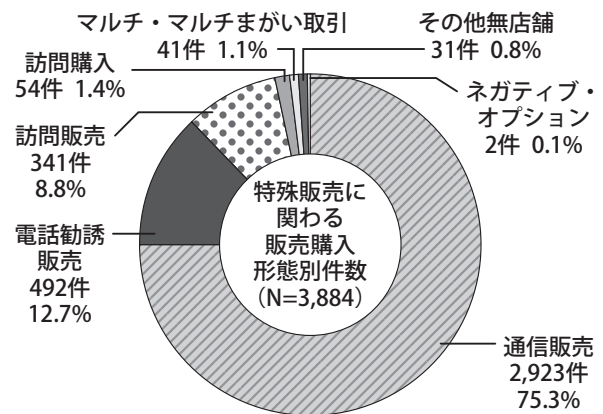
### 2023年度の消費生活相談

2023年度に当センターで受け付けた消費生活相談件数は7,335件で、前年度より1,272件（14.8%）減少しました。相談全体のうち、苦情が6,433件と約88%を占めています。

「商品」に関するものでは、化粧品などの「保健衛生品」の相談が最も多く、電子タバコなどの「教養娯楽品」、健康食品などの「食料品」、商品が特定できない「商品一般」、紳士・婦人洋服などの「被服品」が上位を占めています。

「役務（サービス）」に関するものは、賃貸アパートなどの「レンタル・リース・貸借」が依然として多く、役務部門の18.2%を占めています。光回線などのインターネット通信サービスなどを含む「運輸・通信サービス」、インターネットゲームなどの「教養・娯楽サービス」、副業サポートなどの「他の役務」、投資に関する情報商材など「金融・保険サービス」が上位となっています。また、通信販売や訪問販売など「特殊販売」に関する相談が3,884件＝グラフ＝と多く、全体に占める割合は53.0%でした。

特殊販売に関わる販売購入形態別件数



具体的には、インターネット通販における定期購入に関する相談が依然として多く寄せられています。若者を中心に、内職・副業など「もうけ話」に関する相談が多く、消費者金融からの借入を指南される「クレ・サラ強要商法」など悪質な事例が目立っており注意が必要です。

## 夏休み 親子で体験講座

道立消費生活センターは年2回、親子体験講座を行っています。2024年度第1回は8月9日、「夏休み親子教室～清涼飲料水を作ってみよう！～」をテーマに同センターくらしの教室で開催しました＝写真＝。



小学1年生から6年生とその保護者の大人17人、子供19人、計16組が参加しました。前半は、道立消費生活センター商品テストグループの小林周平技師を講師に実験を行いました。日頃よく飲む清涼飲料水の糖度を計り、実際に同じ糖度の清涼飲料水を自分たちで作って試飲し、糖質の多さや食品添加物による味の変化を体感しました。子供たちは、炭酸が吹き出してこぼれないように慎重にビー

カーの中の飲料水を混ぜたり、糖度計をのぞいてみたり、楽しみながら実験を行いました。

後半は、普段一般公開していない商品テスト室の見学会を行い、-30℃の世界を体験できる「低温室」や商品テストの実験機材を職員が紹介しました。子供も大人も、寒さに驚きの声を上げながら低温室から出た後は、赤外線カメラ（熱を可視化するカメラ）を使って皮膚や衣服の温度変化を確認しました。

## 9月20日に消費者大会 「ポストコロナ」テーマに

北海道消費者協会は9月20日、第61回北海道消費者大会を札幌市中央区のかでる2.7で開催します。テーマは、「ポストコロナ社会の消費者運動」です。

コロナ禍で対面活動を自粛する中で、デジタル化が急速に進展したことを受け、これからの消費者運動をどう構築するかを論議します。日本女子大学の細川幸一名誉教授の基調講演のほか、パネルディスカッション、北海道社会貢献表彰式を行います。

参加申し込みは9月3日まで。問い合わせは、同協会総務・組織連携グループ ☎011-221-4217へ。

## ホームページをご活用ください

当センターは、消費者教育・啓発や最新の相談事例などを掲載したホームページを運営しています。各種セミナー、パネルの貸し出しを申し込むことができるページがあり、オンラインでも受け付けが可能です。

また、リーフレットなどの消費者教育資料や、商品テスト結果、3ページに掲載した消費生活相談報告書の全文など、幅広い情報を得ることができます。



スマホでも左の二次元バーコードからアクセスが可能です。トップページを「お気に入り」に登



録したりホーム画面に表示したりすることで、より簡単にアクセスできます。ぜひご活用ください。詳しくは教育啓発グループ ☎011-221-0110へ。

## 消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話  
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎ <sup>いやや</sup>188 <sup>いや</sup>（「嫌や」泣き寝入り）  
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

### 商品の転売で儲かる！？

## オンラインスクールを契約したけれど…

**Q** SNS で知り合った人から副業を紹介され、勧められるまま事業者の公式メッセージアプリに登録した。昨日、事業者から電話があり、「転売でもうける方法をオンラインスクールで教えてもらえ

る。60万円の費用がかかるが、すぐに儲かるので大丈夫」などと勧誘され、クレジットカード一括払いで決済し、契約した。渡された契約書面を見たが、高額で、本当に儲かるか不安なので解約したい。（30代 女性）

**A** この事例では、事業者からの電話でオンラインスクールの契約を勧められているため、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられます。その場合、事業者は法律で定められた内容を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

相談者にクーリング・オフができること、通知の記載方法と書面やメールなどで通知を送付する方法があることを助言しました。



後日、相談者より「通知を送信した後、事業者から転売商品の撮影に使う照明グッズを送付した、それを返品してもらわないと解約手続きができないと言われた。商品が届いていないが、どうしたらよいか」と連絡がありました。

当センターから事業者に連絡し、商品は届いていないことと、クーリング・オフなので速やかにキャンセル処理をしてほしい旨を伝えました。事業者は「クレジットカードの請求取り消しの手続きをしておく、商品が届いたら受け取り拒否してほしい」とのことです。

た。後日、請求が取り消されたことを確認し、終了しました。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

### 著名人などを名乗る SNS 広告に注意！

SNS をきっかけに、金融被害に遭ったとの相談も数多く寄せられています。

タレントや実業家などの著名人を名乗る広告を見て、サイトにアクセスしたり、メッセージアプリに登録したりすると、アシスタントやマネージャーを名乗る人物から連絡があり、FX 取引（外国為替証拠金取引）や暗号資産の取引、投資情報の購入などを勧められるといった詐欺的な手口です。

支払いについては銀行振込や暗号資産の購入を指定されることが多いのですが、消費者金融からの借入を指示されるケースもあります。

事業者とトラブルになった場合、本来であれば、特定商取引法や金融商品取引法などの法令に基づいて交渉するところですが、SNS の連絡先しかわからないことが多く、支払った代金の返金を求めるのは困難となるため、注意が必要です。



# くらしの 疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約300件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。

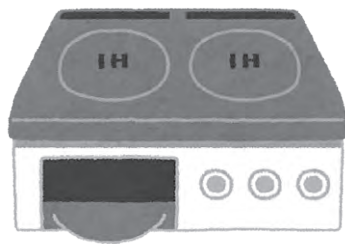


## I H調理器のエラー

**Q.** I H調理器でこれまで普通に使用できていた揚げ物用の鍋で、突然エラーが出るようになり使用できなくなりました。原因は？

### ■鍋底の変形に注意

**A.** 長期間使用していると鍋底が変形し膨らんだり凹むことがあります。底が変形した場合、I H調理器の温度センサーが正常に働かなくなりエラーが起こります。ただし鍋の底面にゴミが付いていることでもセンサーが異常を検知する場合がありますので、底面をきれいに洗浄してもエラーが起こるようであれば鍋の使用を中止しましょう。

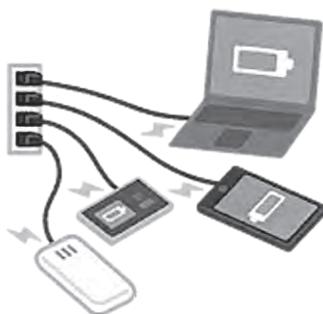


## 充電できないアダプタ

**Q.** ノートパソコンを充電するため、家にあった別の充電器を使ったら充電できませんでした。

### ■出力を確認して

**A.** 出力の高いアダプタ、専用のケーブルを使用しましょう。ノートパソコンに限らず充電時に大きな電力を必要とする機器は、低出力の充電用アダプタでは充電できない場合があります。ノートパソコンなど充電したい機器の仕様を確認し、適切な出力のアダプタを使用しましょう。



## 洗うたびに白い粉？！

**Q.** 紺色のジャージを洗濯するたびに白い粉が付着します。なぜでしょうか。

### ■正体は金属石けん

**A.** 両腿部に白い付着物が認められました =写真=。付着物は水には溶けず、クエン酸に溶けました。蛍光X線装置で分析したところカルシウムが検出されたことから、この白い付着物は金属石けんと考えられます。水道水中に含まれるカルシウムやマグネシウムなどのミネラル分が洗剤や石けんと反応してできるもので、水に溶けにくいことから洗濯物に残りやすく、特に黒や紺色の製品に目立ちやすい特徴があります。対策は洗濯機に洗濯物を詰めすぎない、洗剤の適量使用、すすぎの水量や回数を十分に行うなど。



ジャージに付着した白い粉

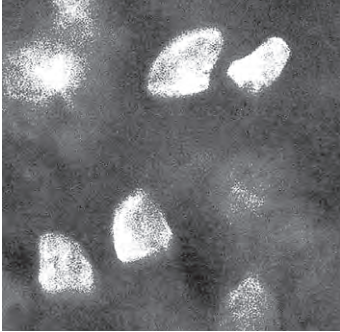
## 本当に絹？

**Q.** 通販サイトで購入した絹100% パジャマの肌触りがごわごわです。本当に絹でしょうか。

### ■三角断面で独特の光沢

**A.** 繊維を燃やしてみたところ、縮みながら燃え、毛髪の燃える臭いがするなど、たんぱ

く質が主成分の動物繊維（毛や絹）の特徴を示しました。また、顕微鏡で繊維の断面を観察したところ、絹特有の三角形が確認できました=写真=。絹が美しい光沢を放つのはこの



絹繊維の断面：顕微鏡写真（400倍）

三角断面がプリズム効果で光の屈折・分散を起こし乱反射するためです。以上の結果から、絹の可能性が高いと考えられました。

### ワインの中に…

**Q.** ワインの中に沈殿物がありました。飲んでも大丈夫でしょうか。

#### ■「酒石」や「おり」

**A.** 沈殿物には「酒石」や「おり」と呼ばれるものがあります。「酒石」はブドウに含まれている酸味の成分酒石酸とカリウムやカルシウムが結合してできたもの。黄色や赤色の結晶になっていることもあります。温度が低いと起きやすくなる現象なので、冷蔵庫や寒い場所での保管には注意が必要です。「おり」はタンパク質やタンニン、ポリフェノールなどワイン中に含まれている成分の一部が溶けにくい物質となって底に沈殿したものです。年数が経って熟成が進むにつれて生じやすくなりま



す。どちらも飲んでも体に害はありません。

### ギョウジャニンニク???

**Q.** 山で採った山菜がギョウジャニンニクだと思うのですが、食べても大丈夫でしょうか？

#### ■誤食に注意

**A.** ギョウジャニンニクと有毒な成分を含むイヌサフランは間違えられることがあります。

イヌサフランを誤って食べると吐き気、嘔吐（おうと）、腹痛、下痢などを起こし、重症になると臓器障害を起こし死亡することもあります。まちがいに食用だと判断できない植物は採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう。



ギョウジャニンニク



イヌサフラン

## 調べてほしいことはありますか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質検査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください（相談専用電話050-7505-0999）。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



### 10、11月にくらしのセミナー

当センターは、10月9日午後1時より第5回くらしのセミナーを開催します。テーマは「北海道の消費から始めるアニマルウェルフェア」。講師は北海道大学大学院農学研究院准教授の清水池義治氏です。畜産業に詳しい講師から、エシカル消費の一つとしても近年注目されるアニマルウェルフェア（家畜福祉）についての知識を学びます。申し込みは10月4日まで。

第6回くらしのセミナーは11月6日午後1時より開催予定です。テーマは「我が国の食料安全保障をめぐる情勢について」。講師は北海道農政事務所調整官の高橋直樹氏です。申込期間は10月10日～11月1日。

いずれも当センターホームページまたは電話で受け付けています。詳しくは教育啓発グループ ☎011-221-0110へ。



2024年度第1回くらしのセミナー

### 展示コーナーを更新しました

当センター1階の展示ホールの展示を更新しました。受付には今年5月の消費者月間のイベントで紹介したコミュニケーションロボット「写真」を展示しています。受付に人が来るとセンサーが反応し、センターの紹介やイベント、セミナーの案内、見守り機能について説明してくれます。



また、商品テストの結果を展示するコーナーでは、ハンディファンやネックファンなど小型充電式扇風機のテスト結果をパネルや写真で展示。団体での見学の際は実物をご覧いただき、使い方や機能の違いについて解説します。ぜひご来場ください。

### 10月19日に消費者トラブル110番

当センターと札幌弁護士会は10月19日（土）に特別相談「消費者トラブル110番」を実施します。消費生活に関するトラブルについて、相談を受け付けます。詳細は決まり次第、センターのホームページでお知らせします。

## 北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

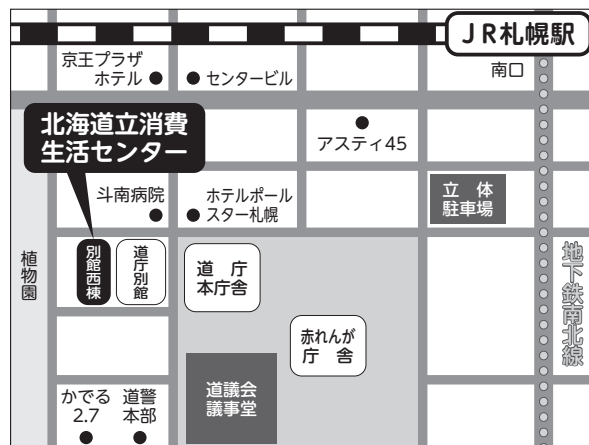
#### ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<https://www.do-syouchi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索



本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。